

4.12 光害

4.12.1 調査の方法

光害に係る調査項目は、①地域における照明環境等の状況、②その他の予測・評価に必要な事項（地形、住宅の分布状況及び土地利用の状況）とする。

光害に係る調査の方法は表4.12-1に示すとおりである。

表 4.12-1 調査の方法（光害）

調査項目	調査方法		調査地点	調査期間・頻度
①地域における照明環境等の状況	既存資料調査	人の活動に影響を及ぼす（居住者への影響、歩行者への影響等）光の存在の状況について把握する。	光害が生じる可能性のある計画区域及びその周辺とする。	最新の資料とする。
②その他の予測・評価に必要な事項 ・地形、住宅の分布状況 ・土地利用の状況	既存資料調査	地形図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。また、必要に応じて現地踏査を実施する。		最新の資料とする。

4.12.2 予測・評価の方法

光害に係る予測、評価の方法は表4.12-2に、環境の保全に関する配慮方針は表4.12-3に示すとおりである。

表 4.12-2 予測・評価の方法（存在・供用：光害）

予測事項	造成地・施設の存在による周辺の住宅等への光害の程度
予測方法	事業計画、類似事例または既存知見に基づく推定により予測を行う。
予測地域・地点	予測地域・地点は、調査の調査地域・地点と同様とする。
予測対象時期	施設の完成後における春分、夏至、秋分及び冬至の日の4つの時点とする。
評価方法	<影響の回避・低減の観点> 光害への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。

表 4.12-3 環境の保全に関する配慮方針（光害）

区分	環境の保全に関する配慮方針
光害の影響	・反射光による住居への影響が低減されるよう、土地利用計画等を検討する。

4.13 廃棄物等

4.13.1 予測・評価の方法

廃棄物等に係る予測、評価の方法は表4.13-1に、環境の保全に関する配慮方針は表4.13-2に示すとおりである。

表 4.13-1(1) 予測・評価の方法（工事：廃棄物等）

予測事項	造成等の工事に伴う廃棄物の影響 （廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況）	造成等の工事に伴う残土の影響
予測方法	工事計画（掘削、樹木の伐採、既存工作物の撤去等の計画）に基づき予測を行う。	工事計画（切土、盛土、掘削等の計画）に基づき予測を行う。
予測地域・地点	予測地域は計画区域とする。	
予測対象時期	建設工事の期間中とする。	
評価方法	<p><影響の回避・低減の観点> 廃棄物の排出抑制が実行可能な範囲内でできる限りなされているかどうかを評価する。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 埼玉県や小川町の廃棄物に係る計画等の目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>	<p><影響の回避・低減の観点> 残土の排出抑制が実行可能な範囲内でできる限りなされているかどうかを評価する。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 埼玉県や小川町の残土に係る計画等の目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>

表 4.13-1(2) 予測・評価の方法（供用終了後の影響：廃棄物等）

予測事項	太陽光パネル等の撤去・廃棄に伴う造成等の工事に伴う廃棄物の影響 （廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況）	太陽光パネル等の撤去・廃棄及び緑化に伴う造成等の工事に伴う残土の影響
予測方法	撤去工事計画（掘削、樹木の伐採、工作物の撤去等の計画）に基づき予測を行う。	撤去工事計画（切土、盛土、掘削、緑化等の計画）に基づき予測を行う。
予測地域・地点	予測地域は計画区域とする。	
予測対象時期	太陽光パネル等の撤去工事の期間中とする。	
評価方法	<p><影響の回避・低減の観点> 廃棄物の排出抑制が実行可能な範囲内でできる限りなされているかどうかを評価する。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 埼玉県や小川町の廃棄物に係る計画等の目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>	<p><影響の回避・低減の観点> 残土の排出抑制が実行可能な範囲内でできる限りなされているかどうかを評価する。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 埼玉県や小川町の残土に係る計画等の目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>

表 4.13-2 環境の保全に関する配慮方針（廃棄物等）

区分	環境の保全に関する配慮方針
造成等の工事に伴う廃棄物の影響	<ul style="list-style-type: none"> ・造成等の工事に伴う廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。
造成等の工事に伴う残土の影響	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中における残土は、事業地内で再利用等を図る。
太陽光パネル等の撤去・廃棄に伴う造成等の工事に伴う廃棄物の影響	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネル等の撤去・廃棄に伴う廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。
太陽光パネル等の撤去・廃棄に伴う造成等の工事に伴う残土の影響	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去工事中における残土は、事業地内で再利用等を図る。

4.14 温室効果ガス等

4.14.1 予測・評価の方法

温室効果ガス等に係る予測、評価の方法は表4.14-1に、環境の保全に関する配慮方針は表4.14-2に示すとおりである。

表 4.14-1(1) 予測・評価の方法（工事：温室効果ガス等）

予測事項	建設機械の稼働に伴う温室効果ガス（二酸化炭素の排出量及び排出量削減の状況）	資材等運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス（二酸化炭素の排出量及び排出量削減の状況）	造成等の工事に伴う温室効果ガス（二酸化炭素の吸収源及び吸収量の減少の状況）
予測方法	二酸化炭素の排出量については、工事計画から建設機械の種類、稼働台数を設定し、既存資料の燃料消費量の原単位や二酸化炭素の排出係数等を用いて予測する。 二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。	二酸化炭素の排出量については、工事計画等から車両台数や走行量を設定し、二酸化炭素の排出係数等を用いて予測する。 二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。	二酸化炭素の吸収源及び吸収量の減少の状況については、現況の土地利用の状況から二酸化炭素の吸収源の有無を明らかにするとともに、工事計画や土地利用計画等を整理し、二酸化炭素の吸収源の改変面積や二酸化炭素の吸収原単位等を用いて予測する。
予測地域・地点	予測地域は計画区域とする。	計画区域及び車両の走行範囲とする。	予測地域は計画区域とする。
予測対象時期	造成工事の最盛期とする。		
評価方法	<p>< 影響の回避・低減の観点 > 温室効果ガス等の排出抑制が実行可能な範囲内でできる限りなされているかどうかを評価する。</p> <p>< 基準、目標等との整合の観点 > 埼玉県や小川町の温室効果ガス等に係る計画等の目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>		

表 4.14-1(2) 予測・評価の方法（供用終了後の影響：温室効果ガス等）

予測事項	太陽光パネル等の撤去・廃棄に伴う温室効果ガス（二酸化炭素の排出量及び排出量削減の状況）	太陽光パネル等の撤去・廃棄時における資材等運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス（二酸化炭素の排出量及び排出量削減の状況）
予測方法	太陽光パネル等の撤去・廃棄に伴う二酸化炭素の排出量については、撤去工事計画から建設機械の種類、稼働台数を設定し、既存資料の燃料消費量の原単位や二酸化炭素の排出係数等を用いて予測する。 二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。	二酸化炭素の排出量については、工事計画等から車両台数や走行量を設定し、二酸化炭素の排出係数等を用いて予測する。 二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。
予測地域・地点	予測地域は計画区域とする。	計画区域及び車両の走行範囲とする。
予測対象時期	太陽光パネル等の撤去工事の期間中とする。	
評価方法	<p>< 影響の回避・低減の観点 > 温室効果ガス等の排出抑制が実行可能な範囲内でできる限りなされているかどうかを評価する。</p> <p>< 基準、目標等との整合の観点 > 埼玉県や小川町の温室効果ガス等に係る計画等の目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>	

表 4.14-2 環境の保全に関する配慮方針（温室効果ガス等）

区分	環境の保全に関する配慮方針
建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・ 建設機械は、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・ 建設機械は、低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。 ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。
資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。 ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 ・ 資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう徹底する。 ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 造成により発生する切土・盛土法面については、緑化を行う。
施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光パネルの維持管理を行い、予定の発電量を確保する。
太陽光パネル等の撤去・廃棄に伴う温室効果ガスの影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・ 建設機械は、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・ 建設機械は、低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。 ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。 ・ 太陽光パネルを撤去した区域は緑化する。 ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を適切に実施する。 ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。